



明治の佐伯三青年(十)

龍溪・鳴鶴・鶴谷

御手洗 一 而

(会員・埼玉県川越市)

讒 謗 律

藤田が漸次立憲政体を樹立するとの詔勅によって、社会への第一歩をふみ出したことは前に書いた。この漸次立憲政体への移行は、大阪会議の一つの産物であった。

大阪会議とは、八年二月、大久保・伊藤と、征韓論で下野していた板垣、征台の役に反対して下野した木戸の四者の間で、政策の妥協をみたものである。西郷が鹿児島に下って島津軍団を率い、あたかも一國を形成するかのように不気味な存在である以上、政府はその全国的な波及を最も恐れていた。征韓論決裂以後、民衆の騒動と士族の叛乱は次々に起っている。しかし、自由民権や議院設立問題が、この頃大衆意見として一般国民に浸透していたわ

けではない。農民騷擾せうぶらうの主な要求は、幕藩制度から新府
県統治制度の空白状態や、不正役人の罷免、公選や質地
返還であり、貢租公課の減免である。不平士族の要求に
しても、征韓の遂行であり、武士的特権の回復であった。
これらの不平不満が民権運動に発展してゆくわけだが、
政府の要人や学識者は、これらをいかに自説に組み入れ
るかが問題であった。さきの建白書以来の論議が、こん
どの詔勅を好機にさまざまな形で再燃し出した。

当時一流学者の団体であった明六社の同人は、建白
書に対して、津田を除いてはほとんど時期尚早論であつ
た。ところが福沢だけは一人沈黙していた。その福沢が、
この好機に国会開設を支持する見解を明らかにしている。
「もし民撰議院が尚早というなら、廢藩置県も尚早とい
うことになる。廢藩置県も民撰議院も自由の曙光を人に
視認せしめる門戸であり、たとえ政府の指標にもせよ、
参議の果断にもせよ、一旦この門戸を洞開とくしたからこそ、
人民も進歩した。自分は明治八年をもって民会創立の好
時節であると考え。——」

この福沢の見解が、門下生である藤田や箕浦の見解で

あることはいうまでもない。

当時の新聞は民権の拡張を主張する点では同じであつ
たが、政府の御用新聞を任じた「東京日日」は、もちろ
ん漸進論であつた。

それに対して「郵便報知」は、古沢滋が即時開設論(急
進論)を称えたのが始まりで、栗本は坂垣支持の急進論
を容認していた。そして、藤田や箕浦を送りこんだ福沢
が、初めてその見解を公開した。

「朝野」の成島も、政府に対するうつぶんを諷刺に託
して「報知」にしたがい、「曙」もまた同じであつた。

梅雨の雨は、葉研堀やげんにある報知社の社内まで暗くして
いた。

「ゲルマンか」

藤田は、咬きながら眼を離して後にのけぞつた。藤田
の机は、窓に向けられて栗本御大の隣にある。

机上には、「東日」や「真事誌」が無造作におかれて
ある。藤田は民選議院論をもう一度読み直していた。ゲ
ルマンとは、ドイツ政治学者ビーデルマンの所説を参考
にした加藤弘之の時期尚早論を読んで、ドイツ流かとい

う意味である。この頃は、民選議院の形態について、フランス派・ドイツ派・英米派、入り乱れての論説が盛んであった。

論説委員のつめる上局は、十五、六畳もある畳の間で、編集局にあて、下局の方は板敷であった。

藤田は、畳の上へのけぞりながら大きく背のびした。

そのとき入口の方で声が出た。

「茂吉。民間雑誌が出たぞ」

波多野承五郎であった。

波多野の羽織った紋付が、梅雨の雨でところどころ光っている。当時の記者は、一応に紋付きの羽織を着ていた。足元にはねが上がつている。

「塾に寄ったのか」

「寄り道をしたが福沢さんには会えなかった。それにしても長い雨じやのう。足元が悪うてかなわん。今度から洋服の文明にあずかるか」

波多野は、手拭いで着物の雨をふきとっていた。裾にはねた泥はなかなかとれなかった。

「その通りだ」

突然藤田が氣勢を上げたので、波多野は驚いた。

「政府ノ威力ト人民ノ気力トヲ相對シテ、兩立ノ二元素ト為シ、人民ノ方ヨリ権ヲ取ルニ非ザレバ、文明ノ進歩ハ望ム可ラズトノ趣意ナリ」

「波多野、全くその通りではないか」

藤田は、師の福沢が説く「國權可分之説」を声を上げて読み上げた。

福沢は、このなかで、「人民ト政府ト東西ニ分レ、其番付ヲ定メテ約束ヲ立ツル事」とし、この「約束ヲ守リ、事ヲ議スルノ習慣ヲ養ヒ成スノ法ト覚悟ヲ定レバ、左マデ苦勞スルニ及バザル可シ」と、国会開設支持の結論を出している。基本的な対立はないから、政府も人民も唯自由の一方に進むべきだと説いている。

藤田は、今読んだばかりの加藤の尙早論と福沢の開設論を頭の中で整理していた。どちらにも一理ある。しかし若い藤田等に、「西洋一流の文明」ができるまで、時期尚早であるという意見は受け入れられなかった。

「学者は他人事のようなことを言う」、これが藤田の感想である。

「その通りだ。先生の言う通り、百姓も車挽きも、学者も医者も士族もみな日本人民ではないか」

波多野が同調する。

「確かに一般大衆は旧態依然として無智無力かもしれない。しかし、小さな芽をつみとるような姑息な政府の専制にはがまんならん」

藤田には、郷里に起った一つの出来事が頭にあった。

藤田がまだ塾生であった昨年の秋のことである。従兄の山口から聞いた話では、小藩二万石であった佐伯に、山口正定や古賀作平らの有志で厚生会という民会を發足させた。この七年の四月には、板垣退助の立志社、六月には豊前中津では増田栄太郎の共憂社等が結成されている。この厚生会にあっても、土族の不平はあったが、もう一つのねらいもあった。すなわち、過疎地というか中央より遠隔地の地方自治に対する啓発であった。明治初年における政治空白に対して、地方自治の在り方を、自分達の手で討議推進しようと計画したが、ときの大分県令森下景端は、す早くこれに停止命令を嚴達して解散させた。藤田は、一つのこの例をとってみても、全国には幾つもの同じ例があり、しいたげられた人民の根強い底力を信じていた。「おれも平民だが、なぐられれば黙ってはいないぞ」という意識は誰にもあると思っていた。しか

し、土族勢力が平民の自力勢力より一步先んじていることは確かであった。

「なあ波多野、土族と平民が手を結んだら、すごい力になるがなあ」

藤田の着想は、当時誰しもが思うところであった。

「その証拠が、東日との選挙権論争であろう。東京日は土族に選挙権を与えるべきでないという。当然われわれは反対する。われわれは土族を中核として人民を引っ張ってゆくが、東日は土族をぬきにして、平民の気力充実の時を待つという。なんとも割り切れぬ話だ」

波多野の割り切れぬ話が、当時の矛盾でもあった。

民権を主張する報知が、土族の力を必要とし、これに反対する東日が、平民の自力伸張を期待するというのである。

しかし、当時の福沢は又別な考え方をもっていた。自由民権運動に関しては、上意下達の方針をとり、政府の開明政策に人民を協力させることによって啓蒙し、その先頭に学者や有識者が立つというねらいであった。

この頃は、論争はあっても、政府にしろ反体制にしろ、私利私慾ではなく、将来の日本を考ふる真剣な政策論争であつたことに特徴がある。

藤田や箕浦が、自由奔放に論説を主張し得るのも、革新期における一つの武器であつた。言論による文明開化の啓発が、新聞によせる期待は大きかつた。しかしその新聞に大へんな制約がふりかゝつた。

梅雨も終り、いよいよ夏を迎えんとした六月廿八日、一人の書生が社内^{社内}に駆け込んでその布告を知らせた。

布告第百十号・讒謗律、同第百十一号・新聞紙条例であつた。

輪になつた局員達の中に割つて入つた藤田は、声を上げて読み出した。読みながらみるみる顔が紅潮してゆく。讒毀^{ざんき}と誹謗^{ひぼう}の定義を読み、新聞紙条例第十三条に至つて、特に声を荒げた。

「何だいこりや。『政府を變壞し国家を顛覆するの論を載せ騒乱を煽起^{せん}せんとする者は禁獄一年以上三年に至る迄を科す其実犯に至る者は首犯と同く論ず。』新聞社への挑戦状ではないか。国家存亡の時に黙つておられるかい」

藤田は、はき捨てるように言い放つと、それ以上読まなかつた。布告は十六条に附則がついていた。これによつて、英人ブラックの創刊した「日新真事誌」はまともに痛手をこうむり、投書の変名や匿名は完全に禁されるに至つた。

(つづく)

表紙解説

猪垣

鶴見町には、各所に尾根を伝い谷を渡つて、万里の長城のような猪垣が延々と連なっている。最近の調査によると総延長約十六kmという。狭い段々畑の貴重な作物を猪・鹿の害から守り食糧を確保するため、農漁民が汗と涙で営々と築きあげたものであろう。築造年月は明らかでないが、言い伝えによると幕末には完成されていたようだ。規模は一様ではないが、高さは平均三層弱もある。ここに立つと石垣の石の一つ一つに、農漁民の祈りと苦しみの声が聞こえる思いがする。

(塩月)